

● 体育館使用料

区分		単位	使用料(円)
体育館	全面	一般	1時間 1,560
		高校生以下	780
	半面	一般	1時間 780
		高校生以下	390
	バスケットボールコート	一般	1時間 930
		高校生以下	460
	バドミントンコート	一般	1時間(1コートにつき) 330
		高校生以下	160
	卓球台	一般	1時間(1台につき) 230
		高校生以下	110
会議室(1階)	冷暖房費 60円/1時間	1時間	150
会議室1(2階)		1時間	150
会議室2(2階)		1時間	150
会議室3(2階)		1時間	150
付属設備	別に規則で定める		

● 弓道場使用料

区分		単位	使用時間(円)
専用使用	一般	1時間	610
	高校生以下		300
個人使用	一般	1時間(1人につき)	50
	高校生以下		20

備考

- 1 弓道場使用料を支払って使用できる施設は、近的射場及び遠的射場とする。
- 2 電灯、冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 3 市内在住者以外の者(団体)が使用する場合は、それぞれの区分に応じて算定した使用料の2倍の額とする。

体育館電灯(水銀灯)料金早見表

使用面積	スイッチ数	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間
全面点灯【36個】	6	480	960	1,440	1,920	2,400	2,880	3,360	3,840	4,320	4,800
1/2点灯【18個】	3	240	480	720	960	1,200	1,440	1,680	1,920	2,160	2,400
1/3点灯【12個】	2	160	320	480	640	800	960	1,120	1,280	1,440	1,600
1/6点灯【6個】	1	80	160	240	320	400	480	560	640	720	800
※バドミントンについては、1/2点灯【18個】でコート1面につき	3	60	120	180	240	300	360	420	480	540	600

※ 体育館の電灯は、一列ずつ点灯し、6列×6個=36個あります。

※ 卓球・バドが隣り合って使用するときの証明料金について 卓球が先に来て利用 → 1列 80円(通常通り)
卓球が後に来て利用 → 1台 60円(バド1面に相当)

備考

- 1 電灯、冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。
- 2 営利を目的として使用する場合は使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。ただし、付属設備の使用料はこの限りではない。
- 3 入場料を徴収する場合は使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。ただし、付属設備の使用料はこの限りではない。
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合は使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。ただし、付属設備の使用料はこの限りではない。
- 5 市内在住者以外の者(団体)が使用する場合は、それぞれの区分に応じて算定した使用料の2倍の額とする。ただし、付属設備の使用料はこの限りではない。

弓道場電灯(水銀灯)料金早見表

使用面積	スイッチ数	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間
全面点灯【10個】	2	140	280	420	560	700	840	980	1,120	1,260	1,400
1/2点灯【5個】	1	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700

キャンセル料について(体育施設・夜間照明 共通)

予約日の1~2日前 → 半額 予約日当日 → 全額

※天候・災害・施設側の都合等によるキャンセルのときは、キャンセル料なし。
※施設利用のキャンセル料は、基本料金のみ徴収。(館内照明・付属設備は徴収しない。)

条例改正(平成29年10月1日施行)

● 霊丘公園庭球場使用料

区分	単位	使用料(円)
一般	1時間(1コートにつき)	250
高校生以下	1時間(1コートにつき)	120

霊丘公園庭球場夜間照明使用料

単位	使用料(円)
30分	480

備考(施設使用料・夜間照明使用料)

市内在住者以外の者(団体)が使用する場合は、それぞれの区分に応じて算定した使用料の2倍の額とする。

霊丘公園庭球場夜間照明 料金早見表

施設名	30分	1時間	1.5時間	2時間
霊丘公園庭球場	480	960	1,440	1,920

● 島原市立有馬武道館使用料

区分		単位	使用時間(円)
専用使用	一般	1時間(1面につき)	810
	高校生以下		400
個人使用	一般	1時間(1人につき)	50
	高校生以下		20

備考

市内在住者以外の者(団体)が使用する場合は、それぞれの区分に応じて算定した使用料の2倍の額とする。

● 島原市立屋内相撲場使用料

区分		単位	使用時間(円)
専用使用	一般	1時間	320
	高校生以下		160
個人使用	一般	1時間	30
	高校生以下		20

備考

市内在住者以外の者(団体)が使用する場合は、それぞれの区分に応じて算定した使用料の2倍の額とする。

● 公園・グラウンド夜間照明施設使用料

施設名	単位	使用料(円)
霊丘公園運動広場	30分	960
島原第二中学校運動広場	30分	1,030

備考

市内在住者以外の者(団体)が使用する場合は、それぞれの区分に応じて算定した使用料の2倍の額とする。

公園・グラウンド夜間照明 料金早見表

施設名	30分	1時間	1.5時間	2時間
霊丘公園運動広場	960	1,920	2,880	3,840
島原第二中学校運動広場	1,030	2,060	3,090	4,120

● 島原市立温水プール使用料

区分		単位	使用時間(円)
個人使用	一般	1時間	150
	高校生以下		30
専用使用	一般	1時間(1コースにつき)	630
	高校生以下		310

備考

- 1 幼児（3歳未満の者）の個人使用料は、無料とするが同伴者及び引率者の使用料については、徴収する。
- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。
- 3 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。
- 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じて算定した使用料の2倍の額とする。

● 島原市立れいなん会館使用料

トレーニング施設等使用料

区分	単位	使用料(円)
トレーニング施設	1時間(1人につき)	150
温水シャワー	1時間(1人につき)	50

会議室等専用使用料

区分	単位	使用料(円)
会議室	1時間	390
談話室	1時間	360
和室	1時間	320

冷暖房使用料

区分	単位	使用料(円)
会議室	1時間	120
談話室	1時間	120
和室	1時間	60

備考

- 1 冷暖房設備を使用する場合は、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。（会議室等を専用使用する場合に限る。）
- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げる額の2倍の額とする。（会議室等を専用使用する場合に限る。）
- 3 入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の3倍の額とする。（会議室等を専用使用する場合に限る。）
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収する場合の使用料は、上表に掲げる額の6倍の額とする。（会議室等を専用使用する場合に限る。）
- 5 市内在住者以外の者（団体）が使用する場合は、それぞれの区分に応じて算定した使用料の2倍の額とする。

条例改正（平成29年10月1日施行）